

ボランティアサークル

はーとふるメッセ 支援会

Heartful Messe Support team

2009/01/17

ボランティアサークル **はーとふるメッセ 支援会**

特定非営利活動法人 千葉県障害者就労事業振興センター内

〒260-0055 千葉市中央区亥鼻 2-9-3 ☎043(202)5367

障害がある人も無い人も、誰もが相互に個性を尊重し支え合う共生社会について一緒に考え、一緒に行動してみませんか。

一人でも多くの障害のある人が社会参加し、働き、所得を得て自立した生活を送ることができるために、みなさまの行動力と発想力を求めます。

千葉県障害者就労事業振興センターと共に歩く、ボランティアサークル **はーとふるメッセ 支援会** は、誰でも参加できます。

【1】「はーとふるメッセ支援会」について

■ 障害者が地域でふつうに暮らすための「工賃向上」

働いて収入を得る喜びは、人としての尊厳にかかわるものであり、社会参加や自立した生活を送る上で、極めて重要な意義を持っています。しかし、障害者福祉施設で働く障害者の「工賃*」は千葉県平均で月額12,000円程度(平成18年度、対象施設:就労継続支援B型、授産施設、小規模通所授産施設)に過ぎず、障害年金と合わせても地域で自立した生活を送るには、ほど遠い状況です。

特定非営利活動法人千葉県障害者就労事業振興センター(以下、振興センター)は、このような状況の改善を目指し『千葉県内の福祉施設の授産活動の活性化と、そこで働く障害者の自立を支援します』というミッション・ステートメントを掲げ、千葉県と県内の福祉作業所や授産施設、当事者団体が協同して2005年9月に設立されました。振興センターでは、県内の全ての施設と企業等との仲立ちをして、企業訪問や合同販売会等による製品の販路拡大、経営支援相談員等の施設への派遣による経営指導、施設職員の資質向上のための研修などの事業を展開しています。

■ 困難な不況下だからこそ「工賃向上」

現在、米国発の金融危機により未曾有の不況の只中にあります。未だかつて経験したことのない困難な情勢下で、それでも！否それだからこそ！「工賃向上」を目指さなくてはならないのです。なぜなら、障害者にとって「工賃向上」とは、地域でふつうに暮らすための前提条件です。加えて「工賃」には障害者が「役割を持って働いている」という意味があり、働く上で「あなたは必要だよ」と言える社会の成熟度を計る指標に他ならないからです。ノーマライゼーションということが、現実の姿で捉えられる切り口の一つであるということです。

そのような意味で、振興センターは、福祉的な支援スキルや意識が重視される福祉施設にあって、どうしても力不足に陥りがちな経営戦略やマーケティングという事業基盤への支援により、経営力の強化による「工賃向上」を目指しています。

■アントレプレナーシップ(起業家精神)に満ちたボランティアを求めます

深刻の度を増す経済危機にあって、それに抗して行くには、「工賃向上」のための様々な工夫や取り組みが必要です。そして、リスクや困難を背負い自由な発想で挑戦し続けるアントレプレナーシップあふれる多くのボランティアの皆様のおかげによって、この状況を切り拓くことが可能となります。振興センターのミッション・ステートメントに共感してくださる皆様とともに、この困難を極める状況に立ち向かっていきたいと考えます。

そのような場としてボランティアサークル「はーとふるメッセ支援会」があります。一人でも多くの皆様にご参加くださることを心から願っております。

2009/01/08

*工賃:施設で働く障害者が仕事で収益を生んだ場合、その収益を、障害のある人に対して「工賃」として支払うことになっています。工賃とは、「物を製造する労力に対する手間賃」の意味で、通常は収益の出る・出ないに関らず労働コストに算入されますが、障害者施設の場合、一定の収益が発生した場合にのみ支払われるという点で、通常の意味での工賃とは内容が異なります。

【2】「はーとふるメッセ支援会」規約

制 定	2009/01/08	
第1回改訂	2009/01/17	第6条 6-2.「日当」の支払を廃止し、「食事代」の支払とする。

第1条 名 称

本会は「はーとふるメッセ支援会」(以下、支援会という)と称する。

第2条 目 的

- 2-1.特定非営利活動法人千葉県障害者就労事業振興センター(以下、振興センターという)のミッション・ステートメント「千葉県内の福祉施設の授産活動の活性化と、そこで働く障害者の自立を支援します」に賛同し、これに係わる諸活動を支援する。
- 2-2.障害者が地域でふつうに生活できる社会の実現に向けて、会員相互がアントレプレナーシップを研鑽し、且つ実践する。

第3条 組 織

3-1.運営

- ・支援会の運営は、第2条に定める目的に沿い、振興センターが定める活動計画に基づく。

3-2.運営委員会(会議体)

- ・支援会の自律的で円滑な活動を目的とし、運営委員会を開催する。
- ・運営委員会は、会員全員及び振興センターの担当者で構成される。
- ・運営委員会において、会員の互選により会長を選任する。会長の任期は1年とし、再任は妨げない。
- ・運営委員会の議長は会長が執り行う。
- ・会長は、隔月に定例会、及び会員または振興センターの発議により臨時会を開催する。

3-3.事務局

- ・会長は、会長及び会長の指名する会員及び振興センター担当者により事務局を組織する。
- ・事務局は、運営委員会の開催、活動の具体的計画の作成、会員への連絡等を行う。

第4条 会 員

4-1.会員の要件

- ・第2条に示す目的に賛同し、ボランティアとして支援会の活動に参画する意志を有する者。

4-2.会員登録

- ・「目的への誓約」に署名することにより、会員として登録される。
- ・登録期間は原則として1ヵ年とし、本人より脱会の申し出が無い場合、自動的に更新する。

4-3.会員の権利

- ・定期または臨時に開催する運営委員会等での意志決定への参加や提案。
- ・担当活動の変更。
- ・振興センターが主催または協賛する、研修会・講習会等への参加。

4-4.会員の義務・禁止事項

- ・関連法令、本規約及び活動を監督する者の指示の遵守。
- ・守秘義務:活動を通じて知った情報、特に個人に関するものを公表・持ち出ししない。
- ・関連法令の修得。
- ・情報や施設、備品等の無断使用の禁止。

4-5.活動上の監督・報告

- ・活動上の監督は原則として振興センターの担当者が行い、報告も担当者に対して行う。
- ・支援会の活動内容によっては、振興センター担当者が指名した会員がチームリーダーとなることがある。

4-6.活動上の提案及び相談

- ・支援会の活動上の提案及び相談は、運営委員会での協議、または振興センターの担当者が個別に受け付ける。

4-7.活動上の事故

- ・会員の活動中の傷害事故・賠償事故に備え振興センターはボランティア活動保険に加入する。
- ・補償の対象及び責任の範囲は、加入したボランティア活動保険の規約に準ずる。

第5条 活 動

- 5-1.障害者福祉施設・事業所等での障害者の工賃向上に資する企画の立案と実施。
- 5-2.振興センターが主催または協賛する合同販売会(以下、バザーという)等イベントの支援。
- 5-3.振興センターが主催または協賛する研修会、講習会等の支援。
- 5-4.障害者福祉施設・事業所等の支援。
- 5-5.支援会が独自に企画し、振興センターの承認を得て実施するイベント等。

第6条 会 計

6-1.経費等の負担、支払い

- ・支援会の活動に係わる経費等については振興センターが負担し、当該会員に現金で支払う。
- ・会に未登録であっても、会員と同様の活動を行った場合は、支払い対象とする。

6-2.支払い対象となる経費

- ・交通費:居住地から活動地点までの電車・バス等公共交通機関による往復の費用。
- ・食事代:振興センターが主催または協賛するバザー、研修会、講習会等への支援活動への参加に際し、必要な場合、食事代を支払う。
- ・資料・機材等費用:会の活動に必要であり、振興センター担当者が認めた場合支払う。

第7条 改訂及び廃止

本規約の改訂及び廃止は、振興センターまたは事務局が発議し、運営委員会での総意を得た後、振興センターの承認のもとに行う。

第8条 付 則

この規約に定めのない事項については、運営委員会において協議し、振興センターの承認により決定する。

目的への誓約

はーとふるメッセ支援会 会長 殿

1. 私は、

特定非営利活動法人千葉県障害者就労事業振興センターのミッション・ステートメント『千葉県内の福祉施設の授産活動の活性化と、そこで働く障害者の自立を支援します』に賛同し、これに係わる諸活動を支援します。

2. 私は、

障害者が地域で普通に生活できる社会の実現に向けて、他の会員とともにアントレプレナーシップ(起業家精神)を研鑽し、実践します。

3. 私は、

上記目的の実現のため、「はーとふるメッセ支援会」の活動に参加し、且つ規約に定められた各条項を尊重し、遵守します。

署名日	年 月 日
氏名	

生年月日	年 月 日	男・女
住所		
電話	携帯電話	
E-mail		
携帯mail		
所属団体		
上記住所		
得意な事	<input type="checkbox"/> 販売 <input type="checkbox"/> 物作り <input type="checkbox"/> 企画 <input type="checkbox"/> トーク <input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 接遇 <input type="checkbox"/> パソコン <input type="checkbox"/> 介護 その他()	
活動したい内容	<input type="checkbox"/> バザーでの販売 <input type="checkbox"/> 授産品の販売企画 <input type="checkbox"/> 福祉施設の支援 <input type="checkbox"/> ホームページのメンテナンス等IT関係業務 <input type="checkbox"/> 研修会等の準備・受付等 その他()	
会員番号	年 月 日	事務局保管

*本「目的への誓約」への署名により、署名者は「はーとふるメッセ支援会」会員となる。

*本「目的への誓約」は、原本を「はーとふるメッセ支援会」事務局において保管する。本人は写しを保管する。

*本「目的への誓約」は、個人情報であるので事務局で責任を持って保管し、正当な理由無く第三者に開示してはならない。